

令和元年 8 月 26 日
学 務 課

令和 2 年度新 1・7 年生の学校選択制度の取り扱いについて

1 対象者

- (1) 令和 2 年度に区立小学校・中学校・義務教育学校へ入学予定の区内在住者（住民登録者）
- (2) 上記対象者のうち、提出期限までに学校選択希望票を提出できる者

2 選択範囲

- (1) 小学校・義務教育学校前期課程（以下、「小学校等」という。）
：徒歩で通学できる範囲の学校から選択
※ 徒歩通学とは、児童（新 1 年生）が徒歩 30 分以内で通学できること（2 km 以内）
- (2) 中学校・義務教育学校後期課程（以下、「中学校等」という。）
：区内全域の学校から選択

3 手続き

- (1) 学校選択希望票の送付：令和元年 9 月 20 日（金）予定
 - 小学校等…教育委員会から保護者宛に学校ガイド、学校選択希望票及び就学時健康診断の通知を送付する。
 - 中学校等…江東区立小学校・義務教育学校第 6 学年在籍者には在籍校を通じて学校ガイド及び学校選択希望票を配布する。
江東区立小学校・義務教育学校在籍者以外の者については、保護者宛に学校ガイド及び学校選択希望票を送付する。
- (2) 通学区域外受入れ予定人数のお知らせ
学校を選択する際の参考として、各学校における通学区域外からの希望者の受入予定人数を学校ガイドに掲載する。
- (3) 学校選択希望票の提出期限：令和元年 11 月 8 日（金）必着
 - 小学校等…指定校以外の学校への入学を希望する場合などは、学校選択希望票を教育委員会へ提出する。
 - 中学校等…指定校へ入学する場合も含めて、学校または教育委員会へ学校選択希望票を提出する。
- (4) 学校選択希望の一次結果の公表：令和元年 11 月 15 日（金）
- (5) 学校選択希望の変更期間：11 月 18 日（月）～22 日（金）
※希望は 1 回に限り変更可能。ただし、指定校希望者の変更は不可。

4 希望者が受入可能な人数を超過した場合

希望者が各学校の受入予定人数を超過し、希望者全員の受入が困難な学校は、公開抽選により入学者を決定する（指定校への入学希望者は無抽選で全員入学できる）。

- (1) 抽選対象者は通学区域外から希望した者とする。

- (2) 抽選の有無の公表：**令和元年11月29日(金)**
抽選の実施を決定した場合、江東区HP及び各学校に掲示（または受付に閲覧用資料を設置）する。
- (3) 抽選通知の送付：**令和元年12月3日(火) 予定**
教育委員会から抽選対象者に通知を郵送する。
- (4) 公開抽選日 **小学校等：令和元年12月10日(火)**
中学校等：令和元年12月11日(水)
- (5) 抽選の特例
- ① 双子など新1年生または新7年生同士の兄弟姉妹は、申請により抽選結果が同じになるように1組として取り扱う。
 - ② 希望校に兄姉が在学しており、令和2年度も引き続き在学する場合は、申請により無抽選とする。
 - ③ 入学前または入学後の在学中（概ね1年以内）に希望校の通学区域内への転居が確実な場合は、申請により無抽選とする。
 - ④ 同一マンション内で棟により通学区域が異なる次の住宅〔塩浜1丁目4番33号ニュートンプレイス北棟〕の居住者で、越中島小学校または深川第三中学校への入学を希望する場合は、申請により無抽選とする。
 - ⑤ 豊洲6丁目の居住者で、前期課程から有明西学園に入学を希望する場合は、申請により無抽選とする。
 - ⑥ 有明小学校に在学している者で、有明中学校への入学を希望する場合は、申請により無抽選とする。
- (6) 抽選の結果
公開抽選で当選しなかった者は、「補欠」として順位をつけて登録する。

5 補欠者の取り扱い

- (1) 補欠者は、転出・辞退・私立学校等への入学により受入可能人数に空きが生じた場合に、補欠登録順位に従い、繰上当選とする。
- (2) 補欠登録の最終繰上基準日
- **小学校等：令和2年1月16日(木)**
 - **中学校等：令和2年2月13日(木)**
- (3) 最終繰上結果の公表
- **小学校等：令和2年1月23日(木)**
 - **中学校等：令和2年2月19日(水)**
- (4) 最終繰上結果までに繰上当選しなかったときは、指定校への入学予定者となる。
- (5) 繰上当選以前に補欠を辞退した場合は、指定校への入学予定者となる。
- (6) 補欠登録の繰上終了に伴う通知
- ① 小学校等・中学校等とも、上記補欠登録の最終繰上基準日の受入可能人数に基づいて最終繰上処理を行い、最終繰上基準日の補欠者全員に結果通知を発送する。
 - ② この結果に基づき、小学校等については1月下旬に入学通知書を発送する。中学校等については、繰上当選となった場合1月下旬に送付した「指定校」の入学通知書に替えて、新たに「希望校」の入学通知書を発送する。

- ③ 中学校等については、繰上当選とならなかった場合「補欠期間終了通知」を発送する。この場合、1月下旬に送付した入学通知書に記載されている「指定校」への入学予定者となる。

6 受入予定人数

- (1) 通学区域外からの受入予定人数は、令和元年5月1日現在の住民基本台帳人数等に基づいて算定し、学校長と協議の上で設定する。
- (2) 通学区域外から受入不可の学校については次の①・②に該当する希望者のみ受入を行う。
- ① 入学前または入学後の在学期間中（概ね1年以内）に通学区域内への転居が確実な場合
 - ② 希望校に兄弟が在学しており、令和2年度も引き続き在学する場合

7 学校情報の提供

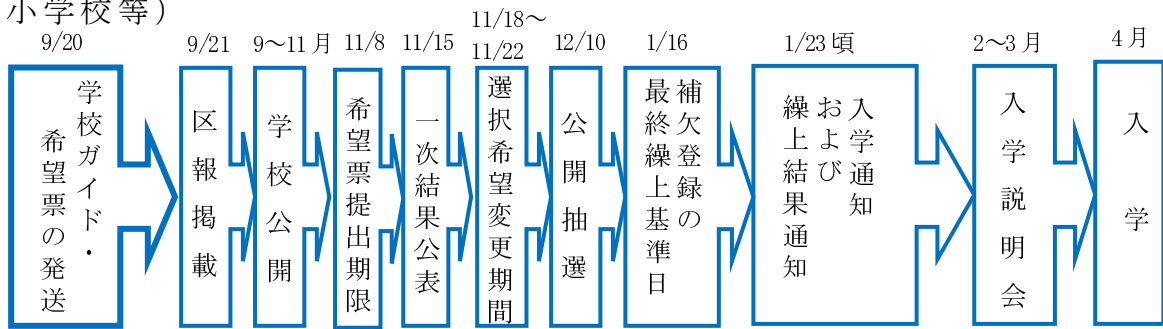
- (1) 学校公開
令和元年9月上旬から11月上旬までの間に区立学校全校で約1週間の学校公開等を実施する。
- (2) 学校案内
小学校等・中学校等ごとに各学校のあらましを掲載した学校ガイドを学校選択希望票とともに対象者に配布・発送する。
- (3) 各学校のホームページ
区立学校全校で、各校独自のHPを公開している。
- (4) 江東区ホームページ
令和元年8月20日（火）に江東区ホームページで、学校ごとの学校公開等の日程を掲示する。
- (5) こうとう区報
令和元年8月21日号のこうとう区報に、学校ごとの学校公開等の日程を掲載する。

8 その他

- (1) 自転車通学の禁止、通学途中の安全確保について周知を図る。
- (2) 学校選択希望票により私立学校等の受験予定の有無を調査する。
- (3) 保護者の積極的な学校運営活動への参加・協力を促し、意識の啓発を図る。
- (4) 公正な運用のため、入学予定者で居住実態等に疑義が生じた場合は、必要に応じて住民登録地等への生活実態調査を行う。

9 スケジュール

(小学校等)



(中学校等)

